

自転車に安全に正しく乗ろう

自転車の交通ルール

車道が原則、左側通行 歩道は例外、歩行者を優先



- 自転車は、車道の左側を通ることが決まっていますが、13歳未満の子どもは歩道を通ることができます。
- 歩道は歩いている人が優先です。歩道を通る時は車道側を走り、歩いている人の妨害になりそうな時は止まりましょう。

交差点は、信号と一時停止を守って安全を確認



- 信号は、かならず守りましょう。
- 「止まれ」の標識や、道路に「止まれ」と書いてある時は、かならず止まって安全を確認しましょう。
- 見通しのわるい交差点を通る時は、左右の安全を確認しましょう。

夜は早目にライト
をつけましょう

ヘルメット
をかぶりましょう

飲酒運転は
いけません



危険な運転は絶対にやめましょう！

☑ スマホ・けいたい電話等の使用や、かささし運転は危険です。



☑ なんらんでの通行や二人乗り、また、イヤホン等で大きな音で音楽を聞きながらの運転は危険です。



交通安全クイズ？

クイズのこたえは、さいごのページを見てね。

ひょうしき
標 識

問 題



問題1 左の標識がある歩道を自転車で行く場合、どのように通行すればよいでしょうか？

- ① 自転車は歩道のどこでも自由に通行してもよい
- ② 自転車は車道から遠い側をすぐ止まれる速度で通行する
- ③ 自転車は車道側をすぐ止まれる速度で通行する



問題2 左の標識がある場合、自転車はどのように通行すればよいでしょうか？

- ① 車の交通の多い時は止まるが、多くない時は安全を確かめれば止まらずに通ってよい
- ② 自動車の標識なので自転車は関係ない
- ③ 自転車も必ず止まらなければならない



問題3 自転車は道路のどこを通行すればよいでしょうか？

- ① 道路の右はし
- ② 道路の中央
- ③ 道路の左はし

自転車^{まも}を運転する時に守ること！

交差点^{こう さ てん}は安全^{かく にん}を確認！



せまい道路や見通しの悪い交差点が多くあります

地域の皆さんへ

自転車の交通事故は、自動車との出会い頭の事故が増えています。事故は、自転車にも安全不確認や一時不停止などの違反があります。

- 「止まれ^{ひょうしき}」の標識のあるところは、かならず止まって安全^{たし}を確認しましょう。
- 自転車の運転中の死亡事故をなくすため、ヘルメットをかぶりましょう。



歩道^{おう だん}・横断歩道^{ゆう せん}は歩行者優先！



ふつう 普通自転車歩道通行可の標識^{ひょうしき}

- 自転車で歩道^{おうだん}や横断歩道^{ゆうせん}を通る時は歩行者優先です。歩行者の通行^{ほうがい}を妨害するような時は止まりましょう。
- 子どもは自転車で歩道^{ゆうせん}を通行できますが、歩行者優先です。

地域の皆さんへ

大人（13歳以上）が自転車で歩道^{ゆうせん}を通行できる場合

道路標識で自転車が歩道^{ゆうせん}を通行することができる場合と、車道を通行することが危険でやむを得ない場合などです。ただし、70歳以上の人と身体の不自由な人も歩道^{ゆうせん}を通ることができます。

電動キックボード^{とくてい こ がた げん どう き つき} 特定小型原動機付自転車

道路交通法の改正により、一定の基準^{きじゆん}にあてはまる電動キックボード等は「特定小型原動機付自転車」となり、16歳^{さい}以上なら免許^{めんきよ}不要で運転することができます。交通ルールを正しく理解し、安全に運転しましょう。

- ヘルメットをかぶりましょう
- 信号^{ひょうしき}や標識は守りましょう
- 車道の左側通行が原則
- 飲酒^{いんしゅうんてん}運転やけいたい電話^{ぜったい}の使用は絶対ダメ



損害賠償責任保険に加入しましょう

地域の皆さんへ

自転車の交通事故でも賠償責任が生じる場合があります。神奈川県では、自転車損害賠償責任保険等への加入が条例で義務付けられています。

損害賠償 請求事例 （「神奈川県警察ホームページ」より）

保護者の注意や指導が不十分と指摘された、小学生の自転車事故

自転車で坂道をくだっていた小学校5年生が、前方不注意で高齢の歩行者と衝突し、脳に重い障害を負わせ、寝たきりの状態とさせた。児童に十分な指導・注意をしていたとはいえないとし、保護者の監督義務違反を認めた。

保護者の賠償金額 約 9,500万円(平成25年 神戸地裁判決)

自転車同士の事故

昼間、自転車横断帯のかなり手前から車道を斜め横断した高校生が、対向車線を自転車で直進してきた男性と衝突し、男性は言語機能を失うなどの重大な障害を負った。

高校生の賠償金額 約 9,200万円(平成20年 東京地裁判決)



反射材の活用

- 反射材用品を身に着けて車にも存在をアピールしましょう。
- 服そうは、白っぽい色をえらぶことも良いと思います。

地域の皆さんへ

豊川地域コミュニティ運営協議会は、地域の自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、青少年育成協議会などの代表者や小学校長、中学校長、保育園長、豊川小学校PTA関係者等が参加し、3つの分科会に分かれて地域課題の解決に取り組んでいます。

第3分科会は、文化歴史・教育をテーマとし、これまで地域のお祭りや道祖神・どんど焼などの歴史、文化をまとめた冊子等を作成してきました。

令和5年度は、自転車の交通事故を防止するため、交通ルールの周知や交通マナーを啓発するリーフレットを作成しました。

豊川地域は交通量が多く、見通しの悪い交差点や、狭い道路が多くあります。

自転車の交通ルールと交通マナーを確認し、自転車で正しく安全に乗って交通事故のない地域にしましょう。

令和6年(2024年)3月



豊川地域コミュニティ運営協議会
第3分科会の皆さん

交通安全クイズのこたえは、すべて③です。